

容量市場 長期脱炭素電源オークション 実需給期間前から発生するリクワイアメント対応 編 に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	章	頁	ご意見	回答
1	2	9	P 9 最下の＜ペナルティ概要＞において、“メインオークションまたは追加オークションの供給曲線に影響を及ぼす変更を行った場合、変更のタイミングに応じてペナルティを科します。”とあります。追加オークションが開催されない場合においては追加オークション上の供給曲線に影響を及ぼす変更ではない、つまり 5 %ペナルティ適用になる理解でよろしいでしょうか。	追加オークションが開催されない場合、供給曲線そのものは作成されませんが、その開催判断は、長期脱炭素電源オークション落札電源を含めた「確保されている供給力」に基づいて行われます。 追加オークション実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日以降で、供給力提供開始時期を年度を跨いで後ろ倒しする場合、追加オークションの開催判断に使用した「確保されている供給力」に影響を与えたこととなるため、「当該変更が追加オークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合」の経済的ペナルティ（10%）が課されます。 ご意見踏まえ、明確化のため、業務マニュアルに追記いたします。
2	2	13	p13の「注：供給曲線への影響の審査方法について」の後段に“ただし、当該供給曲線に契約電源の供給力が見込まれていない場合は、当該変更による供給曲線への影響は無いものと判断します。”とあります。供給曲線に契約電源が見込まれていない場合というのは具体的にこういったものを指すのでしょうか。	「供給曲線に契約電源の供給力が見込まれていない場合」とは、対象実需給年度向けのメインオークションもしくは追加オークション開催以降に長期脱炭素電源オークションに落札し、当該契約電源が当該対象実需給年度に供給力を提供できる場合、メインオークションもしくは追加オークション約定処理において加算する供給力に、当該契約電源の供給力が計上されていないことになるため、その場合を指します。 ご意見踏まえ、明確化のため、業務マニュアルに追記いたします。